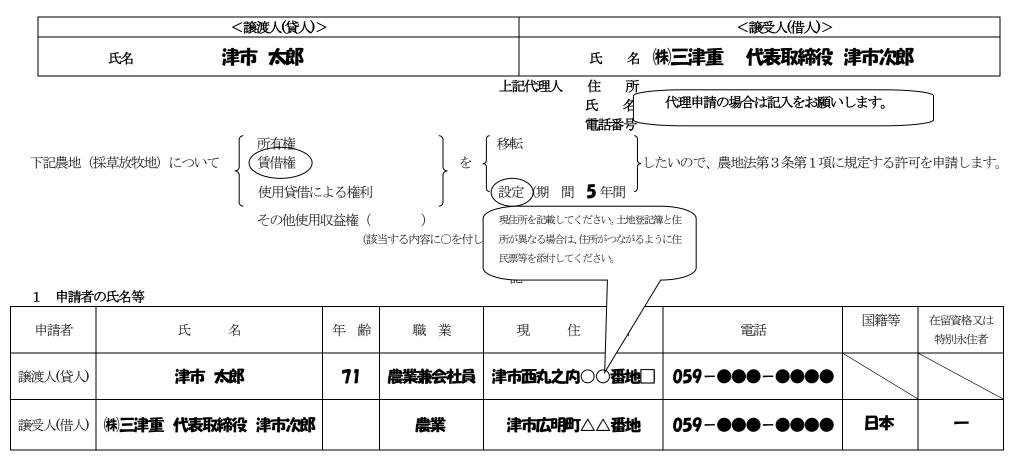
## 農地法第3条の規定による許可申請書(記入例:法人)

●●年 ●●月 ●●日

(宛先) 津市農業委員会会長



#### 2 許可を受けようとする土地の所在等

計りを支げまして 9 の工地のが仕事							
所在・地番	地	目	面積	対価、賃料等の額(円)	所有者の氏名又は名称 現所有者が登記		J外の使用収益権が されている場合
	登記簿	現況	(III)	[ 10a 当たりの額 ]	( 簿と異なる場合 )	権利の種類	権利者の氏名又は名称
津市●●町●●字●●123	畑	畑	1.500	18.000 (12.000 /10 a )	津市太郎		
津市●●町●●字●●223	畑	畑	1.700	10.500 (15.000 /10 a )	津市太郎		
	土地登記簿謄	本を参考に記入		してください(	下段にはカッコ書		
	所在・地番 津市●●町●●字●●123	形在・地番  登記簿  津市●●町●●字●●123  畑  土地登記簿謄	所在・地番	勝在・地番	押車●町●●字●●123   押車   対価、賃料 等の額(円) (10a 当たりの額 )   1.500   18.000 (12.000 /10 a )   1.700   10.500 (15.000 /10 a )   1.700	押車   押車   押車   押車   押車   押車   押車   押車	押車   押車   押車   押車   押車   押車   押車   押車

## 3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

期

譲渡人(貸人)	高齢になり後継者もなく耕作する」	サポースロッキャンドラミへ一手、 貸人と借人それぞれ権利設定・移転する事由	な郎さんに農地を渡し耕作してもらいます。
譲受人(借人)	営農拡大	について詳しく記入してください。	

許可見込日より後の日を記入してください。 4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容(該当する内容に記入か〇を付して 権利を設定しようとする時期 許可あり次第 貸 ●●年 ●月 ●●日 から ●●年 ●月 ●●日まで( 5年間)

## (記載要領)

約

契

- (1) 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方 公共団体を除く。)してください。
- (2) 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

# 農地法第3条の規定による許可申請書(別添:法人)

#### I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は、使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

	1-1	1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等か、現に所有し、又は、使用収益権を有する展地及の採草放牧地の状況											
				農地面積	責 (m²)	田		畑	樹園地	採草放牧	地面積(m²)		
	所		自作地	① 0	)	0		0	0	2	0		
	耕作地は、現に耕作・貸付地		貸付地	(	0	0		0	0		0		
	養畜の事業に供されて												
		ついて筆		=r- <del>/-</del> -	lib II.	地		77 (# / 2)	415	)n +m.4.			
ことに	とに記入してくださ			• 地番	登記簿	現況	面積(m)	1/4	况・理由				
		7	<b>非耕作地</b>	該当	なし								

使用		農地面積(m²)	田		畑	樹園地	採草放牧地面積(m²)
収益	借入地	③ 10.200	0		10.200	0	4 0
権	貸付地	0	0		0	0	0
を					_		
有す		所在・地番	地	<b>I</b>	<del>元年</del> (2)	١٢٠٠	卍・理由
。 る		別住・地番	登記簿    現況		面積(m²)	1/10	
土	-11:±H-//-:HIA	該当なし					
地	非耕作地	·		<u> </u>			

#### (記載要領)

- (1)「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
- (2)「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「~であることから条件不利地である」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「~のため○年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

## 1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況

## (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

( - / 11 14 (4 / <del>- /</del> 11								
	田	畑			樹園地	採草放牧地		
作付(予定)作物		ねぎ						
権利取得後の 面積(m³)		134.000						

## (2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン				
確保しているもの	所 有	30ps 1台	4条植1台	4条刈1台				
	リース	50ps 1台		4条刈1台	導入予定のものは、 関からの借入 (融資)	自己資金、金融機		
	所 有		8条植1台		が確実なものに限る			
導入予定のもの	リース				ださい。			
	資金計画	自己資金・借入金	自己資金・借入金	自己資金・借入金	自己資金・借入金	自己資金・借入金	自己資金・借入金	自己資金・借入金

# (記載要領)

- (1)「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは牛、豚、鶏等です。
- (2) 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ (融資を受けられることが確実なものに限る。) 等資金繰りについても記載してください。

## (3) 農作業に従事する者

(3) 農作業に従事する者									
①権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴	年	農業技術修学歴		年	その他			
②世帯員等その他常時雇用している労働力	現在:	4人		(農作業経	験の状況:	15~30年の農化	<b>慄従事</b>		)
(人)	増員予定:	16		(農作業経	験の状況:	農業高校卒業生	を採用予定		)
③臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	A 08		(農作業経験	険の状況:	ねぎ出荷作業6年	Fの経験者		)
② 临时催用力 割刀 ( 中间 些八 数 )	増員予定:	20 K		(農作業経験	険の状況:				)
④ ①~③の者の所在地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間		平均距離	<b>5</b> km			平均時間	時間	30 分	

「世帯員等」とは、住居及 の行う耕作又は養畜の事 従事者氏名 年齢 「農作業に常時従事する期間」と 豊地法第3条第2項第 -1 権利を取得しよう	合のみ記載してください。 <b>さる者又はその世帯員</b> で生計を一にする親族並業に必要な農作業への主たる職業	等のその行う耕作 でバミ当該親族の行う の従事している者 権利取得者と の関係	では養畜の事業に必要な 耕作又は養畜の事業に従事す の氏名・年齢・主たる職業 その行う耕作又は養畜の事業 人の方は記入する必要が る期間 その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間 その者が農作業に常時従事す る期間	るその他 <b>業・権利</b> 1月	の2親等  取得者   <sub>2月</sub>	内の親族			(該当~	する期 <sub>7月</sub>	間を「· 8月	← → <u></u> 9月	で示し 10月		<ul><li>試さい</li><li>12月</li></ul>
(「世帯員等」とは、住居及 )行う耕作又は養畜の事 従事者氏名 年齢 農作業に常時従事する期間」と 農地法第3条第2項第 ・1 権利を取得しよう	び生計を一にする親族並業に必要な農作業への主たる職業 主たる職業	でに当該親族の行う の従事している者 権利取得者と の関係	耕作又は養畜の事業に従事すの氏名・年齢・主たる職員でいた名・年齢・主たる職員である。 その行う耕作又は養畜の事業を大の方は記入する必要がる期間である。 との行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間であるが農作業に常時従事する期間である。	るその他 <b>業・権利</b> 1月	の2親等  取得者   <sub>2月</sub>	内の親加との関	係・従事	状況							
プ行う耕作又は養畜の事 従事者氏名 年齢 農作業に常時従事する期間」と 農地法第3条第2項第 -1 権利を取得しよう	業に必要な農作業への 主たる職業 主たる職業	が従事している者 権利取得者と の関係	での氏名・年齢・主たる職業 その行う耕作又は養畜の事業 人の方は記入する必要が る期間 その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間 その者が農作業に常時従事す る期間	業・権利 1月	取得者 2月	との関	係・従事	状況							
従事者氏名 年齢 農作業に常時従事する期間」と 農地法第3条第2項第 -1 権利を取得しよう	主たる職業	権利取得者との関係	その行う耕作又は養畜の事業  大の方は記入する必要が  る期間  その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間  その者が農作業に常時従事す る期間	1月	2月										
農地法第3条第2項第 - <b>1 権利を取得</b> しよう			人の方は記入する必要が る期間 その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間 その者が農作業に常時従事す る期間	あります	せん。										<del>                                     </del>
農地法第3条第2項第 - <b>1 権利を取得</b> しよう		法	る期間 その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間 その者が農作業に常時従事す る期間	あります	<b>せん。</b>										
農地法第3条第2項第 1 <b>権利を取得</b> しよう			その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間 その者が農作業に常時従事す る期間												
農地法第3条第2項第 1 <b>権利を取得</b> しよう			その行う耕作又は養畜の事業 に必要な農作業の期間 その者が農作業に常時従事す る期間												
農地法第3条第2項第 1 <b>権利を取得</b> しよう			その者が農作業に常時従事する期間												
豊地法第3条第2項第 1 <b>権利を取得</b> しよう			る期間												
農地法第3条第2項第 ・1 <b>権利を取得</b> しよう															
農地法第3条第2項第 ・1 <b>権利を取得</b> しよう			その行う耕作又は養畜の事業												
農地法第3条第2項第 - <b>1 権利を取得</b> しよう			に必要な農作業の期間												
農地法第3条第2項第 - <b>1 権利を取得</b> しよう			その者が農作業に常時従事す												
農地法第3条第2項第 ・1 <b>権利を取得</b> しよう			る期間												
権利取得後において 権利を有する農地の面										13	.400	m²			
										13	,400	$m^2$			
)権利取得後において	耕作又は養畜の事業	に供する採草放	牧地の面積の合計									2			
権利を有する採草放牧	で地の面積+権利を耳	対得しようとする	が採草放牧地の面積)									m			
権利を取得しの交換の相手	ようとする者が、農	業委員会のあっ	培でその経営が集約的は せんに基づく農地又は表 積の合計又は耕作若しく (「所要の面積」とは、北海道で	采草放牧 くは養者	対地の交 野の事業	を換に 。	よりその けべき探	草放物	女地の	面積の	の合計が	が、その	の交換	による	
本件権利の設	定又は移転は、その	位置、面積、形	状等からみてこれに隣接 まする農地又は採草放牧	妾する唐	と地又に	は採草が	女牧地と	:一体。	として	利用し	しなける	hば利	用する	ことが	
慢地法第3条第2項第 <b>転貸が認められる場</b>	合への該当有無			·· مسدر م	L 1 240		•	t) 45°			- ـ سيمر و			- سورین	
他又は採草放牧地につ Fのうち該当するもの			又は養畜の事業を行うえ	首(賃信	5人等)	が、そ	との土地	を貸	し付け	、又问	は質入	れしよ	りとす	る場合	<b>介に</b> に
賃借人等又は	その世帯員等の死亡	等によりその土	地について耕作、採草又	ば家畜	の放牧	をする	ことが	できな	いた	め一時	貸した	けけよう	うとする	5場合	であ
賃借人等がそ	の土地をその世帯員	等に貸し付けよ	うとする場合である。												
	田裏作(田において 作付内容=		る期間以外の期間稲以外 内容= )	外の作物	かを栽培	許するこ	こと。)	の目的	的に供	するか	ため貸	し付け	ようと	する場	拾て
農地所有適格	法人の常時従事者た	る構成員がその	土地をその法人に貸し	付けよう	とする	が場合で	である。								
	-														
農地法第3条第2項第	7号関係>														

別紙に記入して添付してく

集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障、農薬 の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等

について記入してください。

ださい。

<農地法第3条第2項第2号関係>(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください

別紙添付

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

・田については、従来通い和の栽培をします。

・農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。

・地域の農地の利用調整に協力します。

・地域水利調整に参加し、地域の取り決めに従い、支障のでないよう耕作を行います。

#### Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

#### (留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

## <農地法第3条第3項第2号関係>

### 8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。 (例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域の会合や出合い等に積極的に参加します。○○水路・○○ため池の共同利用については、○○水利組合と利用について契約を締結し、利用に関しては○○水利組合の規約を尊守し適正な利用に努めます。 また、地域の獣害対策にも協力いたします。

会合や出合い、農道・水路・ため池など共同で 利用する施設の利用、獣害対策等について、地域の取り決めに従いどのように耕作していくか 詳しく記入してください。

<農地法第3条第3項第3号関係>(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

* * ルン・ルン・ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
		その者の耕作又は養畜の事業への従事状況									
従事者氏名	役職名	その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を 行う期間	そのうちその者が当該事業に参画・関与して	いる期間							
津市三郎	専務	年 10 か月	(直近の実績)	年 10	か月						
			(見込み)	年	か月						
		年が月	(直近の実績)	年	か月						
		Ψ <i>μ</i> -η	(見込み)								

#### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・ 計画の内容」欄に記載してください。

# (1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。 その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場 合(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けるこ とにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号 に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合 (景観法 (平成16年法律第110号) 第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。) (2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業 務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められ る場合 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権 利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする 農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

## (留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産 大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める 一般財団法人

□東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)